

概トス

企業ノ合理化

企業ノ合理化ト原料ノ高度利用ヲ因ル爲目下ゴム工聯及同生ゴムニ
聯ヲ中心ニ企業整備ヲ因リソ、アルモ更ニ之ヲ高度ニ壓縮セシム

一 方針
石 綿

在庫補填ニ依リ需給（需安高約ニ〇〇〇。恐普通一五〇〇。恐）ノ平衡ヲ保チ得ルモ漸時杜絶シツ、アルヲ以テ更ニ消費規正ヲ徹底強行スルト。

夫ニ普通石綿ニ付テハ國內並ニ田域ニ於ケル増産ヲ図ル

二 需給（普通石綿）

内地生産	一五〇〇
朝鮮生産	三〇〇〇
田域	三一〇〇
在庫	六〇〇〇
計	一六六〇〇
不足	二四〇〇

（在庫總量 八三〇〇。恐）

（民需規正ノ強化）

三 對策

イ 國內ニ於ケル増産ヲ促進ス

(1) 北海道産年産目標一五〇〇兆トス

(2) 朝鮮産年産目標二〇〇〇兆トス

ロ 國域ニ於ケル増産ヲ促進ス

(1) 滿州期待額 五〇〇〇兆

(2) 北支蒙疆期待額 二〇〇兆
補償金交付ノ措置ヲ請スル事

ハ 石炭係ノ為ニ規格・適正價格ノ設定

ニ 消費節約ノ徹底策化

(1) 左記ノ付高級石綿ノ使用ヲ禁止ス

(2) 保造材・永田車及小型自動車ブレーキライニング

ニ〇 飛水越起重機用ブレーキライニング
汽罐車用防熱布團

低溫低圧用パッキング

60.

(2)

左記ニ付高級白綿ノ使用ヲ制限ス
パッキング一般
フレキシランニング一般
布教一般

方針

需要、大部分ヲ占ムル輸入タンニン材料ハ之ヲ極力國産タンニンへ取換
スルノ外無ク天然及合成タンニンノ増産並ニ配給統制ノ強化ニ依リ極力
供給ノ平衡ヲ回ルルニ夫ニ佛印、泰國ヨリノ対日供給増加ニ対シ外交的措
置ヲ講ズルモ、トス

二 供給

總需要額

四、五、〇、〇、〇

供給

生産

七、五、〇、〇

在庫

一、二、〇、〇、〇

消費節約

六、五、〇、〇

輸入見込

一、〇、〇、〇、〇

計

三、六、〇、〇、〇

不足

九、〇、〇、〇

(佛印、泰國ニ期待ス)

タンニ ン 材 料

三、對策

イ 國內増産目標 (十七年)

(1)	日本タンニン工業株式會社	二〇〇〇〇	吨
(2)	國産カソチヨリノ生産	三〇〇〇〇	吨
(3)	スアルト入ニキスヨリノ生産	六〇〇〇〇	吨
(4)	合成タンニン	一〇〇〇〇	吨

ロ 消費規正ノ標準

(1)	漁網用	二六〇〇	(十五年四六〇〇)
(2)	鞞車用	四七〇〇	(七三〇〇)
(3)	其ノ他	一八〇〇	(三三〇〇)
	計	九一〇〇	(一五二〇〇)

ニ 方針

コイルタール分溜物及同生成品並ニ合成染料
 國産化ノ促進、在庫補填、特定地域ニ於ケル死蔵品ノ輸入活用等ニ依リ

極力需要ノ平衡ヲ維持セントス

二、對策

イ、純ピリヂンノ國産化ニハ相當ノ困難ヲ豫想セラルルモコーラル
分溜物ハ大體自給可能ノ見込ナリ

ロ、獨乙染料（需要月額約三十五萬圓）ハ在庫品（約三三五萬圓）ヲ以
テ概テ充足可能ナルモ大連、上海等ニ於ケル死藏品ノ輸入ノ活用ヲ圖
ルベク目下調査中ナリ

ハ、獨乙染料對擴品ノ國産化ヲ一層促進セシムルト共ニ外國向染料及圓
域輸出向使用ヲ更ニ制限スルコト

ニ、金屬分析、試驗硯究用高純度色素類ノ國産化ハ極メテ困難ナルヲ以
テ要スレバ奨励金、助成金ノ支出ヲ爲シ極力其ノ實現ヲ促進スルコト

硫、酸、ニツケル

一、方針

ニツケル製紙用純産物（年産五〇〇噸弱）及在庫（三〇〇噸）ヲ以テ昭
和十七年度迄漸ク供給ノ平衡ヲ得ルモ將來人造石油纖維トシテノ需要増

加ニ對シテハニツケル鍍金及硬化油製造用觸媒トシテノ使用禁止範圍ノ
 拡大ニ依リ應ゼントス

アセトン、ブチルアルコール類、其ノ他

一 方針

米國ヨリ一部輸入シツツアルモ概不自給自足可能ノ見込ナリ
 但シアセチレン誘導體ニ付テハ觸媒用水銀ノ入手ヲ確保スル要アリ

プロロム

二 方針

米國（四月禁止）及独乙ヨリノ輸入期待シ得ザルニ至リ軍需要（約一、五
 〇〇吨）ノ半数モ充當シ得ザル實情ナルヲ以テ急速對策ヲ講ジ之ガ緩和
 ニ努メントス

三 對策

イ、苦汁及苦汁製品配給統制規則ヲ急速施行（八月ノ豫定）スルコト

(生産目標六〇〇吨)

- 口、苦汁工業採算外レノ状態ニ鑑ミ苦汁製品公定價格ヲ再検討スルコト
- ハ、外地及園域ニ於ケル苦汁處理施設ヲ具體化スルコト
- ニ、鐘淵實業ノ海水處理ブロム採取計畫及大多喜天然瓦斯廢液ブロム回收事業ヲ促進セシムルコト
- ホ、寫眞用フィルム及印畫紙ノ生産制限ヲ行ヒ臭化カリノ消費規正ヲ強化スルコト

硼砂原嶺

一、方針

消費規正ノ強化並ニ輸出原材料ノ嚴格ナル査定ヲナシ在庫(總量約八〇〇〇吨)ヨリ漸次補填スルコトニ依リ昭和十七年度迄ハ需給ノ平衡ヲ維持セントス

二、對策

イ、消費規正ノ強化

硼砂、硼酸ノ使途ヲ原則トシテ光學硝子製造用、醫學用、醫藥及化學

用硝子器製造用ノミニ限定スルコト

口、朝鮮京城寶光鑛業株式會社經營笏洞鑛山小藤石ノ増産ヲ極力援助ス
ルコト

(註)

十六年輸入計畫

一二〇〇〇

(アルゼンチン)

パイン油

一方針

年間需要額約一〇〇〇吨ニ對シ在庫額七八〇吨アリ残額ハ國産代用品
(樟腦原油)ヲ以テ賙ヒ得尚昭和十七年以降ニ於テモ國産油ノ増産ニ
ヨリ充足可能ノ見込ナリ

没食子、ログードエキス

一方針

没食子ハ支那産五倍子、ログードエキスハ他ノ國産染料ニ依リ充足シ
得ル見込ナリ

生酒石

一 方針

國産生酒石ノ蒐集ヲ完全ナラシムルト共ニ吐酒石（染色用）ハ乳酸ア
ンチモン酒石酸（清涼飲料水及醫藥用）ハ枸橼酸及乳酸ニテ代用セシム

寫真用ゼラチン及獸骨

一 方針

米、獨ヨリノ輸入杜絶ニ對シ在庫品ノ繰延使用ニ依リ需給ノ平衡ヲ維
持スルト共ニ速カニ國産化對策ヲ確立セシム

二 對策

イ、研究所、軍用、工業用等特ニ高感度ヲ要求スル以外ノ用途ニ對シ
輸入ゼラチンノ使用ヲ禁止ス

ロ、國産化困難ハ原料確保難ニアルヲ以テ速カニ左記措置ヲ講ズルコト

(1) 豚尿ノ鞣製ヲ中止ス

(2) 上膠ハ寫真用ゼラチンノ製造ニ使用セシムルコト

之ガ爲セラチン製造業者ハ膠原料統制機關ト緊密ニ連絡ヲ保持スルコト

ハ、共榮圈内産獸骨ノ脱脂設備ヲ設置スルト共ニ軍ト連絡シ之ガ集荷ニ努ムルコト

尚農林省ト連絡シ肥料トシテ使用スルニ先立テセラチン原料ヲ採取スル如ク措置スルコト

カゼイン

一、方針

代用品大豆カゼインノ生産拡充、品質改善ニ依リ充足セシム

二、對策

イ、大豆カゼイン四〇〇〇吨生産ノ爲原料大豆約二〇〇〇〇吨ヲ確保スルコト

ロ、大豆低温抽出法ノ普及及大豆加工法ノ改善ヲ促進スルコト

ハ、カゼインノアートトペーパー、水性塗料、可塑物用等ニ對スル消費ノ

ヲ強化スルコト

智利硝石

一 方針

在庫品（約一〇、〇〇〇吨）ヲ以テ漸ク需要（月額約一五〇〇吨）ヲ充
足シ得ルモ更ニ消費規正ヲ強化セシム

二 對策

- イ 硝子、珧瑯鐵器ニ對スル使用ヲ抑制又ハ禁止ス
- ロ ジュラルミン焼入用ハ合成硝石ニ轉換スルコト
- 之ガ為住友化學工業ノ合成硝石ノ生産力増加ヲ促進スルコト
- ハ 肥料ハ極力石灰窒素、硫安ヲ代替セシムルコト

酸化コバルト

一 方針

消費規正ニ對シテ、在庫品ノ生産力増加ヲ促進スルコト

バルト原礦ノ國內開發ヲ促進セントス

二、需給

輸出用原材料ノ減額ヲ考慮シ民需最小限目標ヲ五兆トシ現在在庫十五兆ヲ以テ充足ス

三、對策

イ、人造石油觸媒ノ外、陶磁器、塗料、珪瑯鐵器ニ對スル使用ヲ原則トシテ禁止シ耐久磁石及光學硝子ニ對スル使用モ制限ス
 ロ、山口縣長登嶺山、及朝鮮勤山、託東嶺山ノ開發ヲ促進ス

備考

不足物資對策協議會ニ於テ既ニ其ノ代用品ニ付研究中ノモノニ付テハ本表ヨリ一部削除セリ

極秘

昭和十六年度物資動員計画ノ策定方針ニ関スル件(案)

企画院

独ソ開戦ニ伴フ國際情勢ノ急変ニ依リ未曾有ノ國難ハ更ニ緊迫ノ度ヲ加ヘ外國ニ依存シアリタル重要物資ノ取得ヲモ斷念セザルヲ得ザル事態ニ到達シツツアリ

茲ニ於テ昭和十六年度物資動員計画ハ現下ノ複雑機微ナル國際情勢ト限リアル物資自給力ノ情況トニ鑑ミ左記方針ニ基キ之ヲ策定シ以テ國難打開克服ニ邁進シ國運隆盛ノ基礎ヲ確固タラシムルモノトス

一、供給力策定方針

- (一) 供給力ハ自給圏(内地、國プロック)、自給圏外トニ區分シ自給圏以外ハ更ニ第一補給圏(佛印、泰)第二補給圏(比島、馬來、蘭印及其ノ附近島嶼)及第三補給圏(濠洲、ビルマ、印度、北米西岸、南米東岸、阿弗利加)トニ細分ス
- (二) 物資ハ甲乙ノ二類ニ區分ス
 - (1) 供給力ノ大半ヲ自給圏及第一補給圏ニ於テ爲シ得ル物資ヲ甲類トス
 - (2) 供給力ノ大半ヲ第二及第三補給圏ヨリノ輸入ニ仰ク物資ヲ乙類トス

66.

(三) 輸入ハ左ノ想定ニ依リ供給力ヲ算定ス

(イ) 四——六月年間物資動員計画ヨリ省略ス

(ロ) 七——三月ニ於ケル自給圏及第一補給圏期待ノモノハ船腹上物資毎ニ

検討調整ス

(ハ) 七——九月ニ於ケル自給圏及第一補給圏外期待ノモノハ原則トシテ第

二、四半期供給力計画ニ依ルモノノ二分ノ一ヲ計上ス但シ第三國向配船ノ状況ニ基キ適宜調整ス

(ニ) 十——三月ニ於ケル自給圏及第一補給圏外期待ノモノハ原則トシテ第

二、四半期供給力計画ニ依ルモノノ一倍ヲ計上ス

但シ左記ニ對シテハ第三國向配船ノ推移ヲモ考慮シ適宜調整ヲ加フ

(1) 第二、四半期供給力計画ニ於テ年間量ヲ取得スル如ク計画セルモノ

(2) 輸出許可制物資ニ對スルモノ

(3) 重要物資ニアラサルモノ

(四)

配當總額トナスベキ供給力ハ自給圏及第一補給圏ニ於ケル第二、四半期以降供給力及第二、三補給圏ニ於ケル第二、四半期供給力並ニ特別輸入在庫

部ヲ加ベタルモノトス
但シ特別輸入在庫ハ極力使用セサルヲ本旨トス

二、配當策定方針

- (一) 刻下焦眉ノ緊急重要部門ニ配當スルヲ原則トシ、運営ニ當リテハABC間ノ均衡ヲ圖リ之ヲ調整ニ努ムルモノトス
- (二) 充足軍需ハ別途樹立サルベキ生産力擴充具體方策ニ則リ運営スルモノトシ、資材配當ニ関シ生産力擴充部門トノ調整ヲ計ル
- (三) 生産力ノ擴充部門ニ對スル資材配當ハ左記ニ依ルモノトス
 - (1) 主トシテ第三補給圈ヨリノ原料ニ依ルベキ工場、事業場ノ擴充用ハ原則トシテ之ガ配當ヲ行ハス
 - (2) 主トシテ自給圈及第一及第二補給圈ヨリノ原料ニ依ルベキ工場、事業場ノ擴充ニシテ原料ノ生産及供給見込之ニ伴ハザルモノニ對シテハ配當ヲ延期シ該擴充用資材ヲ專ラ自給圈及第一補給圈原料ノ増産ニ振替フ

(イ) 供給力乙類ニ属スル物資ニシテ國産化ニ轉換可能ナルモノノ新規擴充
用ハ國內ニ於ケル工作技術、工作餘力、製造技術、原料、動力及完成
期間ノ諸條件ヲ勘案シ之ヲ重臭的ニ配當ス

(ニ) 前項ニ依リ國産化ニ轉換可能ナルモノノ擴充一時延期トナルベキ物資
及國産化不可能ナル物資ニ對シテハ消費規正ヲ強化シ在庫保有量ノ急
減ヲ防止ス

(ホ) 代用化ハ(イ)項ニ準ジ擴充シ之ガ生産及使用ノ強制ヲ計ル

(ハ) 特ニ重要物資ニシテ自給圏ニ於テ増産可能ナルモノハ極力増産促進ニ
努メ且擴充ニ関シ日滿支ヲ統制ス

(四) (ト) 運轉及補修用資材ハ前諸般ノ方針ニ即應シ必要最低限ノ確保ニ努ム
官需ハ軍需及生産力擴充ニ直接關係アルモノニ止メ其ノ他ハ繼續事業ト

雖モ資材ノ配當ヲ行ハズ
(五) 圓ブロック需要ハ生産力擴充部門ニ對スル資材配當方針ニ基キ増産ヲ速

ニ期待シ得ベキ鑛産物採掘用資材、自給圏内原料ニ依ルベキ工場、事業
場ノ補修用資材、對日供給物資ノ輸送ニ必要ナル資材、治安維持上不可

缺物資、最低必要量ニ止メ其ノ他ハ特殊事情アルモノノ外之ヲ削除ス

(六) 輸出用物資中國内不足資源、極度ニ之ヲ輸出ヲ抑制シ且國別輸出計畫ハ

原則トシテ物資動員計畫ト合致セシム

(七) 一般民需ハ戰時國民生活、運營ニ支障ナキ限度迄徹底的削減ヲ加フルモ
軍需、生産力擴充ニ密接不可分ノ需要ハ之ヲ實行上支障ナキ最低限ヲ配
當スルト共ニ主要食糧、燃料、医薬品及之等ノ生産確保所要資材ニ付テ

モ之ヲ確保ヲ期ス

(八) 物資ノ緊迫セル現狀ニ鑑ミ軍官民ヲ問ハズ一層不急不用用途ヘノ流用ヲ

防止物資ヲ有効ニ利用スルヲ速ニ生産及配給ノ合理化ニ努ムルモノト

ス

三、前諸項ノ實施ニ依リ緊急用トシテ努メテ國內保留ヲ圖ルモノトス、之ヲ為貯

藏計畫ヲ確立スルト共ニ右保留物資ノ配當計畫ハ企画院、陸海軍省、商工省

(要スレバ其ノ他關係官廳ヲ加フ)ニ於テ協議檢討シ其ノ都度之ヲ決定スル

モノトス

附議決定事項

緊迫セル國際情勢ニ對處スル爲緊急要トシテ國內保
留トスベキ物資ノ貯藏ヲ有効且計画的ナラシムル爲政府
ハ速ニ貯藏機關ヲ設立シ保留物資ノ買上、貯藏ヲナサシメ
且生産、維持増加ヲ圖滑ナラシムルモノトス

極秘

昭和十六年度生産擴充緊急對策

一六七九
閣議決定

第一 方針

國際情勢ノ急變ニ對處シ我勢力圈内ニ於ケル強靱ナル自給自足的產業體制ヲ速ニ確立スルノ要愈々緊切ヲ加フルニ至レリ仍テ左ニ依リ戰時緊急ノ生産確保增強ノ對策ヲ樹立實施セントス
之ガ爲國家總動員法ヲ發動スル等萬般ノ措置ヲ講ズルモノトス
滿洲及支那ニ於ケル生産擴充ニ關シテハ本方針ニ準據シテ之ヲ計畫實施スル如ク措置スルモノトス

第二 要領

一、從來自給圈（日本内外地、滿洲、支那）及第一補給圈（佛印、泰）

69.

外ニ依存セル重要國防資源ニ付テハ此ノ際徹底的對策ヲ樹立シ以テ速ニ自給圈及第一補給圈ニ依ル生産ノ確保增強ニ努ムルモノトス

從來第三國ヨリノ輸入ニ俟テル機械其他ノ製品中國防上絕對必要ナルモノニ付テハ極力國産化ヲ圖リ其ノ自給自足ヲ促進スルモノトス

二、前號以外ノ産業ニ於ケル設備ノ擴充ハ原料、資材其他ノ供給力、輸送力、完成時期等ノ諸條件ヲ勘案シ必要已ムヲ得ザルモノノ外原則トシテ一應之ガ中止又ハ繰延ヲ行フモノトス

三、既存設備ノ最高度利用ヲ圖リ之ガ生産性ノ向上ニ資スル爲急遽ニ之ニ必要ナル産業合理化ノ徹底ヲ期スルモノトス

第三 措 置

能率優秀ナル企業ニ對シ原料、資材、勞務及資金ヲ集中的ニ配當ス

ルト共ニ非能率ノモノニ付テハ其ノ事業ヲ停止シ又ハ之ガ整理統合ヲ行ヒ之ガ爲要スレバ國家補償制ヲ活用スルモノトス

二、國家ノ要請ニ基キ設備ヲ維持、擴張若ハ新設セシメ又ハ積極的増産ヲ行ハシムル場合ニ在リテハ國家ハ當該企業ニ對シ投資、信用ノ供與又ハ補償制ノ活用等ノ方策ヲ講ズルノ外特定ノ場合ニ於テハ直接建設シ又ハ徵用若ハ買上ゲタル上其ノ經營ヲ適當ナル企業者ニ委任スルモノトス

三、遊休設備（一部資材又ハ設備ヲ不足ニ依リ生産擴充停頓セルモノヲ含ム）ニ付テハ之ガ有無相通ノ斡旋ヲ行ヒ要スレバ國家之ヲ徵用又ハ買上ゲタル上適當ナル轉用ノ方途ヲ講ズルモノトス
原料又ハ資材ニ付テモ前項ニ準ジ措置スルモノトス

四 已ムヲ得ザル事由ニ依リ遊休設備ヲ生ジタル工場又ハ事業場ニ付之ガ資金化其他救済ノ必要ヲ認ムルトキハ國家ニ於テ信用ノ供與又ハ適當ナル國家管理的措置ヲ講ズルモノトス

五 海上輸送力増強ノ爲速ニ特段ノ措置ヲ講ズルト共ニ極力近距離資源ノ開發ニ重點ヲ置クモノトス

六 技術ノ公開、共用、適正配置等ニ關シ速ニ適切ナル措置ヲ講ズルモノトス

七 勞力不足及其ノ能率低下ノ現状ニ鑑ミ勞務ノ徵用、移動防止、配置ノ適正其他勞務管理ニ關シ徹底的措置ヲ講ズルモノトス

八 資材不足ニ對處シ其ノ徹底的節約ヲ圖ルト共ニ特ニ自給困難ナル資材ニ付テハ極力代用品ノ生産及之ガ使用ノ強制等必要ナル措置ヲ

講ズルモノトス

九 原料及資材ノ配給ノ適正ヲ期スル爲之ガ配給機構ノ整備統合及配給方法ノ改善ヲ圖ルモノトス

極秘

緊急事態ニ對應スベキ生産力擴充計畫ノ
改訂概畧案作成ニ關スル件 (一六七一〇一特別室生産班)

第一、調査目的

緊急事態ノ發生ニ伴ヒ生産力擴充計畫ノ規模ノ縮少、之ガ根本的改
變ハ不可避ト認メラルモ、現在迄ノ處改訂案作成ノ前提條件ハ未
ダ充分明カナラザルヲ以テ差當リ最大限度ノ壓縮案(改訂基礎案)
及余力ヲ生ジタル場合ノ擴大案(第二案)ノ兩案ヲ概定シ、前提條
件ノ詳細判明後直チニ具體案ヲ策定シ得ル如ク準備セントス

第二、立案要領

一、改訂基礎案作成要領

(一) 左ノ想定條件ニ對應シテ從來ノ計畫ヲ根本的ニ改訂スルコト
(1) 自給圈 (日本内外地、滿洲、支那) 及第一次補給圈(佛印、
泰) 以外ヨリノ原材料其ノ他ノ輸入ハ本年八月以降全部杜絶
スルコト

(2) 生産力擴充用資材ハ極度ニ壓縮セララルベキコト
 (3) 海上輸送力ハ約半減スベキコト (詳細ニ付テハ一兩日中ニ物
 動班ヨリ通知ス)

(二) 設備擴充計畫ハ左記ノモノ以外ハ從來繼續中ノモノト雖原則
 トシテ之ヲ中止又ハ繰延ベ、現有設備ノ高度利用ニ依ル生産ノ
 增強ニ努ムルコト

(1) 今後一ケ年内ニ完成且操業シ得ルモノニシテ緊要不可缺ノモ
 ノ

(2) 重要國防不足物資ニシテ之ガ増産又ハ國産化ノ必要緊急不可
 缺ト認メラルモノ

(三) 補修用資材ノ削減ハ可成的避ケタキモ資材不足ニ對處シ其ノ
 徹底的節約、代用化ヲ圖ルト共ニ生産規模ノ縮少スベキモノニ
 付テハ其ノ程度ニ應ジ削減スルコト

二、第二案作成要領

本案ハ資材ノ供給力、輸送力等ヲ勘案シ改訂基礎案以上擴充實施可能ナル場合ニ之ニ追加スベキ案ニシテ其ノ緊要度ニ應ジ更ニ甲案及乙案ニ細分シ立案スルモノトス

三、改訂基礎案及第二案立案共通事項

- (一) 兩案共生産計畫及資材計畫ヲ概定スルモノトス
- (二) 外地及他省關係部門ニ付テモ左ノ分擔ニ依リ立案ノコト
 - (1) 商工省關係部門（疏安ヲ含ム）ノ外地分一各局
 - (2) 他省關係部門ノ内外地分一總務局
- (三) 十六年度及十七年度ノ二ヶ年計畫立案ノコト
- (四) 改訂基礎案及第二案ノ實施ニ必要ナル各般ノ行政的、法令的措置ハ別送之ヲ立案實施スルモノトス
- (五) 様式ニ付テハ別紙參照

第三、作成期限

- (1) 各局案提出期限 七月十五日 部數十部
- (2) 綜合調整 七月十六日

三、資材計畫ノ（一）（總括表）

地域別區	總計		內地	
	改訂案	原案	改訂案	原案
分	十年七年度	十年七年度	十年七年度	十年七年度
補修用運轉用				
住勞務用者				
擴充用				
合計				
備考				

備考 原案八十六年度第一四半期ノ四倍ヲ以テ年額ト假定スルコト

79.

資材名	地域別
	單位
	內地
	外地
	朝鮮
	實鮮
	台灣
	樺太
	南洋
	合計

資材計畫ノ(一)總括表(鋼材以外)

括表

四 資材計畫ノ(一)設備擴充計畫

×	×	×	×			內地	地域別
×	×	×	×			地	會社工場名設備ノ種類區分
	×	(二)	×			×	(一) 繼續中ノモノ
	×	改訂案ニ於テ新規追加ノモノ	×			×	
	×		×	×	×	×	
	×		×	×	×	×	
			改原	改原	改原	改原	着手年月
							完成年月
							總額
							所 要 鋼 材
							既配額
							十六年度
							十七年度
							殘額
							備考

81.

第二、第二甲案及第二乙案
樣式第一改訂基礎案ニ準テ

極秘

企業ノ整理統合ニ關スル件

(一六七一ニ一特別室生産班)

第一目的

我國ノ重要産業ハ概ネ過多ノ過少規模企業ヲ以テ構成セラレ居ルガ故ニ幾多ノ缺陷ヲ包藏スルヲ以テ此ノ際之ヲ優秀企業ヲ中心トシテ整理統合ヲ圖リ、左記ノ如キ成果ヲ期待シテ我國重要産業ノ質的向上、其ノ生産性ノ昂揚竝ニ我國經濟力ノ劃期的強化充實ヲ行ハントス

記

- (一) 生産能率、經營能率ノ向上
- (二) 技術水準ノ向上
- (三) 資金及人的、物資資源ヲ有效利用
- (四) 未動設備及遊休設備ノ整理、活用ノ徹底
- (五) 戰時經濟統制實施ノ圓滑適正化、就中工場、事業場別重點主義ノ強化徹底

(丙) 景氣變動ニ對スル重要産業ノ抵抗力ノ強化

第三方針及措置

(一) 重要産業例之鐵鋼業、石炭鑛業、金屬鑛業、輕金屬製造事業、石油鑛業、石油精製業、人造石油石油事業、紡績工業、パルプ工業、重要化學工業、セメント工業、工作機械製造事業ニハ必ず徹底的ナル企業ノ整理統合ヲ行フコト

(二) 重要産業ニ付テハ中小ノ獨立企業者ノ存在ハ原則トシテ認めザルコトトシ、可及的同一業種毎ニ能率優秀工場ヲ中心トシテ整理統合ヲ行ヒ各企業ノ單位ハ適正規模標準以上タラシムルコト
但シ企業單位過大ノ弊ニ陥ラシメザル様留意スルコト

(三) 一業ニ社主義ハ之ヲ採ラズ企業者相互間ノ公正競争ニ依ル生産性及經濟性ノ自然的向上ヲ可能ナラシムルコト

(四) 整理、統合ノ實施方法ハ能率優秀企業ヲ中心トスル會社ノ合併、經營ノ委任、資本的支配力ノ強化等ノ方法ニ依リ之ガ爲要スレバ各種

事業法又ハ總動員法ニ依リ合併又ハ委託經營ヲ強制シ併テ劣悪企業ノ事業中止ヲ命ズルト共ニ適正規模標準以下ノ企業ノ新設ヲ制限スルコト

(五)重要産業ニ於ケル企業ノ整理、統合ノ實施ニ付テハ可及的統制會制度ノ活用ニ努ムルコト

第三立案要綱

- (一)業種別ニ整理、統合ノ基本方針ヲ確立スルコト
- (二)業種別ニ企業ノ適正規模標準ヲ決定スルコト
- (三)可及的具体的ニ整理、統合ノ中心トナルベキ會社及之ニ統合セシムベキ會社竝ニ實施ノ方法(任意合併、強制合併、強制委任經營、株式ノ讓渡等別)ヲ決定スルコト

第四立案期限

- (一)企業ノ整理、統合ヲ實施スベキ業種ノ決定
- (二)業種別ノ企業ノ適正規模標準案ノ作成

七月二十日
七月二十五日

(甲) (三)
業種別ノ整理、統合ノ基本方針案ノ作成
業種別ノ整理、統合ノ具体案及實施方法ノ作成

八月二十日
八月二十日

未働設備及遊休設備ノ整理活用及維持ニ關スル件

(一六七) 一二特別室生産班

第一方針

未働設備及遊休設備ハ近時著シク過大化セル處緊急事態ノ發生ニ因リ層増大スベキヲ以テ之ガ整理ノ活用ヲ圖リ我國國民經濟全體ノ經濟性ヲ高メ生産性ヲ昂揚シ併セテ低物價政策ノ推進ニ資スルト共ニ將來ノ生産力擴充上緊要ナル未働設備及遊休設備ノ維持ニ必要ナル各般ノ措置ヲ講ゼントス

第二要領

未働設備及遊休設備ノ整理、活用又ハ維持ニ付テハ原則トシテ左ノ方針ニ依ル

一 遊休設備

(一) 遊休設備ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ讓渡貸與若ハ共用セシメ又ハ他ノ場所ニ移轉セシムルコトニ依リ同一用途ニ活用シ得ベキ場合ニ

於テハ之ガ讓渡、貸與若ハ共用又ハ移轉ヲ命ズルコト、此ノ場合讓渡、貸與又ハ共用ノ條件ニ付協議調ハザルトキハ政府ニ於テ裁定スルコト又移轉ニ付テハ企業者ノ受クベキ損失ハ政府ニ於テ補償スルコト

(二) 遊休設備ヲ他ノ用途ニ對用シ得ル場合ニ於テハ利用者ニ讓渡セシムルコト此ノ場合讓渡價格ニ付協議調ハザルトキハ政府ニ於テ裁定スルコト

(三) 前二號ニ依リ活用ノ途ナキモ且將來使用ヲ必要トスル遊休設備ニ付テハ之ガ維持ノ爲左ノ措置ヲ講ズルコト

(1) 當該設備ヲ當該企業者ヲシテ保有セシメ戰時設備利用會社ヲシテ必要ナル資金ノ融通又ハ債務ノ引受若ハ保證ヲ行ハシムルコト

(2) 當該企業者ヲシテ該設備ヲ保有セシムルコト困難ナル場合ニ於テハ戰時設備利用會社ヲシテ當該設備ヲ買取ラシメ又ハ該企業

ニ投資セザルコト

(一) 又ハ(二)ニ依リ活用ノ途ナク且將來使用ノ見込ナキ遊休設備ニ付テハスクラツプ價格ニ依リ回收機關ヲシテ買取ラシムルコト

此ノ場合生ズベキ損失ハ政府ニ於テ之ヲ補償スルコト

(五) 國ニ於テ擴充ヲ命ジ又ハ擴充ヲ承認シタル設備ガ戰時ノ必要ニ依リ其ノ全部又ハ一部ノ操業困難トナリタル場合ニ於テハ(三)ニ準ズ(六) (一)及(二)ノ場合ニ於テ一部ノ設備ノ讓渡ヲ命ゼラレタルガ爲利用困難ナル設備其ノ他ノ財産ヲ生ジタル場合ニ於テハ之ガ買取ヲ戰時設備利用會社ニ對シ請求シ得ルモノトスルコト

ニ未動設備 (未完成設備ヲ謂フ)

(一) 未動ノ原因ガ一部設備ノ不足ニ在ルモノニ付テハ極力之ガ整備ヲ促進スルコト但シ(二)参照ノコト

(二) 國ニ於テ擴充ヲ命ジ又ハ擴充ヲ承認シタル設備ガ戰時ノ必要ニ依リ(國產化當分困難ナル設備、機械ノ輸入不可能トナリタル場合

ヲ含ム

中止又ハ繰延ノ余儀ナキニ至リ完成困難トナリタル場合ニ於テハ
之ガ維持ノ爲左ノ措置ヲ講ズルコト
遊休設備ノ(四)ニ準ズ

三 未完成機械

未働設備ニ準ズ

第三、未働設備及遊休設備ノ調査

左記ニ依リ未働設備及遊休設備ノ狀況ヲ調査スルコト
記

(一) 調査ノ範圍

(1) 重要産業ニ於ケル重要設備

(2) 原動機、工作機械、試験機械、電氣機械

(二) 調査ノ時期

原則トシテ本年七月末現在ノ狀況ヲ八月末迄ニ調査整理ス

(三) 調査スベキ事項

(1) 設備ノ個數、種類、型式、能力（公稱能力及實産能力）

(2) 設備据付年月、將來ノ使用、見込年數

(3) 設備利用ノ狀況

(4) 利用度（實産能力ニ對スル昭和十二年一月乃至六月平均及十六年

一月乃至六月平均實産高ノ割合）

- (四) 利用度低キ理由
- (ハ) 利用度引上ニ必要ナル措置
- (ニ) 未働設備ニ付テハ未働ノ原因
- (4) 設備ノ價格（取得價格、現在ノ資産評價價格）

(四) 調査方法

- (1) 一定様式ニ依ル調査報告命令
- (2) 既調査ヨリノ抜率整理
- (3) 現場調査

第四 準備スベキ法令

- (一) 設備譲渡命令
- (二) 設備貸與命令
- (三) 設備共用命令
- (四) 設備擴充制限禁止命令

各項ニ付事業法、又ハ總動員法ニ基ク勅令、
 施行規則

第五戰時設備利用株式會社ノ設立要綱

一、目的

戰時ノ要請ニ基ク重要未働設備及遊休設備ノ整理、活用及維持ノ促進

二、業務

- (一) 戰時ニ於テ維持ヲ必要トスル重要未働設備及遊休設備ヲ所有スル會社ニ對スル投資（株式ノ肩替）
- (二) 整理ニ付ヒ不用トナリタル財産、戰時ニ於テ維持ヲ必要トスル遊休設備及未働設備ノ買取及處分
- (三) 戰時ニ於テ維持ヲ必要トスル遊休設備及未働設備ヲ保有スル者ニ對スル資金ノ融通
- (四) 戰時ニ於テ維持ヲ必要トスル遊休設備及未働設備ヲ保有スル債務ノ引受又ハ保證
- (五) 前各號ノ附帶業務

備考

- (1) 戦時設備利用會社ノ設備ノ買取價格、處分價格等ノ適正ヲ期スル爲許價委員會ヲ設ケ案件ヲ個別ニ審議決定セシムルコト
- (2) 戦時ニ於テ維持ヲ必要トスル遊休設備及未働設備ニシテ戦時設備利用會社ヲシテ買取ラシメタル設備ニ付テハ買取者ニ對シ買戻優先權ヲ認ムルコト

三 資本金及社債發行特權

- (1) 資本金ハ 圖トシ内十分ノ一ハ遊休設備ノ整理ニ因リ利益ヲ受クベキ業者等ニ割當テ、殘余ハ政府出資トス
但シ民間株ニ對シテハ低率ノ配當ヲ政府ニ於テ保證ス
- (2) 圖ニ資本金ノ二十倍ノ社債發行權ヲ認メ之ガ元利支拂ハ政府保證トス

四 監督

特殊會社ノ例ニ依ル

五 設立手續

損失補償特別法ヲ制定スルモノトス

94.

第六各局立案及實施豫定期限

第一次。期限 本年七月二十日

(一) 未働設備及遊休設備ノ調査範圍等ノ決定

(二) 推定未働設備及遊休設備ノ現在高(全額、臺數及能力)

第二次期限 本年八月十日

調査様式案ノ作成及調査開始

第三次期限 本年八月三十一日

調査ノ整理完了

第四次期限 本年九月三十日

部門別ノ具體的實施案ノ作成

極秘

重要物資在庫管理要綱案 (一六) 七 (一二)

主務大臣必要アリト認ムルトキハ主務大臣ノ指定スル重要物資ヲ所有スル者ニ對シ讓渡價格及期限ヲ定メ主務大臣ノ指定スル者又ハ團體ニ讓渡ヲ命ズルコトヲ得ルコト

ニ主務大臣必要アリト認ムルトキハ主務大臣ノ指定スル者又ハ團體ニ對シ主務大臣ノ指定スル重要物資ノ保管ヲ命ズルコトヲ得ルコト

三主務大臣ハ主務大臣ノ指定スル重要物資ノ保管ヲ爲ス者又ハ其ノ團體ニ對シ、其ノ重要物資ノ保管又ハ配給ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得ルコト

四主務大臣ノ命令ニ依リテ主務大臣ノ指定スル重要物資ノ保管ヲ爲ス者又ハ團體ニ對シテハ其ノ經費ノ全部又ハ一部ニ付國庫ヨリ補助スルコトヲ得ルコト

五主務大臣ハ主務大臣ノ指定スル重要物資ノ保管ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ貯藏保管ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得ルコト

六以上ノ措置具現ノ爲國家總動員法ニ依リ別紙物資統制令要綱案ニ則リ法令ノ制定ヲ爲スコト

七主務大臣ノ指定スル重要物資ノ保管及運用ヲ完フシ其ノ供給ノ確保ヲ圖ル爲緊急勅令ニ依リ別紙重要物資管理營團令（假稱）要綱等ニ則リ法令ノ制定ヲ爲シ營團ヲ設立スルコト

八前項ノ外主務大臣ノ必要ト認ムル場合主務大臣ノ指定スル重要物資ノ保管ヲ目的トスル團體又ハ會社ノ設立ヲ爲シ得ル様國家總動員法ニ依リ別紙統制會社令要綱案ニ則リ法令ノ制定ヲ爲スコト

以上

極秘

重要物資貯藏機關設置ニ關スル件

(一六七一)

(商工省總務局試案)

一 方針

緊迫セル國際狀勢ニ對處シ緊急用トシテ國內保留トスベキ物資ノ貯藏ヲ有效且計畫的ナラシムル爲貯藏機關ヲ設立シ保留物資ノ買上貯藏ヲ爲サシメ且生産ノ維持增加ヲ圓滑ナラシムルモノトス

ニ 要領

(一) 重要物資管理營團 (次下營團ト稱ス)

(1) 營團ノ組織

重要物資管理營團ハ政府出資ノ特別法人トス營團ノ資本金ハ壹千萬圓トス

(2) 營團ノ事業

營團ハ内外地ニ亘リ左ノ事業ヲ營ムモノトス

(イ) 政府ノ計畫ニ基ク重要物資ノ保管

(ロ) 重要物資ノ買上

(ハ) 政府ノ計畫ニ基ク保管物資ノ配給
(ニ) 其ノ他重要物資ノ在庫管理ニ關シ必要ナル事項

(8) 營團ノ權限

(イ) 營團ハ其ノ事業ノ圓滑ナル遂行ニ因ル爲重要物資ノ保管狀況

ニ關シ調査ヲ爲スコトヲ得ルコト

(ロ) 營團ハ重要物資ヲ所有スル者ニ對シ讓受ヲ要求スルコトヲ得

ルコト重要物資ヲ所有スル者讓受ノ要求ヲ受ケタルトキハ營

團ト協議スルコトヲ要スルコト

該調ハザルトキハ政府之ヲ裁定スルコト

(4) 營團ニ對スル監督及補助

(イ) 營團ニ對シテハ監理官ヲ置キ常時業務ヲ監督ス

(ロ) 營團ニ對シテハ資金ノ供給(一例之預金部ヨリノ融資)及事業

費ノ國家全額補助ヲ行フモノトス

(5) 營團ノ設立順序

(イ) 營團ノ組織、權限及設立手續等ニ付緊急勅令ヲ公布スルコト

(四) 緊急止ムヲ得ザレバ重要物資保有會社ヲ設立スルコト
(二) 左ニ掲グル場合ニ於テハ營團以外ノモノノ貯藏ヲ認ム

(1) 統制團体ニ於テ貯藏スルヲ適當トスルモノ

統制機構整備シ在庫品ノ保管及使用ガ統制的ニ運營セラレ且貯

藏ト當該事業ニ關スル統制ト關聯セシムルヲ適當トスルモノハ

直接統制團体ニ於テ保管セシメ之ニ對シ必要ナル補助ヲ爲ス

例。棉花、羊毛

(2) 特定ノ會社又ハ工場ニ於テ特別措置ニ依リ貯藏セシメツツアル

モノハ其ノ儘當會社又ハ工場ニ保管セシム

例。日鐵貯鐵

石油保有會社ノ保有石油

(備考) 右ノ例外ヲ認ムルトキハ營團ニ於テ貯藏セシメル物資ハ概ネ

左ノ如シ

(1) 統制機構又ハ保有シツツアル會社ノ實情ヨリ見テ在庫品ノ國家

監理ニ支障アリト認メラルモノ

監視ニ支障アリト認メラルモノ

- (2) 用途廣汎ニシテ在庫品ヲ一部ノ工場又ハ用途ニ限定充當スルヲ不適當トスルモノ
 - (3) 需給極度ニ逼迫シ強度ノ國家管理ヲ必要トスルモノ
 - (4) 原料素材ニ非ザル製品の物資ニシテ市場性ノ強キモノ
 - (5) 強制買上ゲヲ爲ス全物資
- (二) 營團其ノ他ノ者ノ爲ス重要物資ノ保管ニ付テハ日本倉庫業會ヲシテ積極的且組織的協力ヲ爲サシムルモノトス

101

調査項目

一、營團ニ於テ貯藏セシムルモノ

物資名	數量	價額	補助額		
			金利	倉敷料	其他
			計		
			備考		

二、統制機關ニ於テ貯藏セシムルモノ

物資名	保管統制團體	保管數量	價額	保管費用	
				金利	倉敷料其他
			計		
			備考		
			補償ノ有無及補償程度		

極秘

重要物資管理管團令要綱案（一六七一）
（以下管團ト稱ス）ハ國家的要請ニ即シタル重要物

資ノ保管及運用ヲ圖ルコトヲ目的トスルコト

管團ハ法人トスルコト

一 管團ノ資本金ハ壹千万圓トスルコト

二 政府ハ壹千万圓ヲ管團ニ出資スベキコト

三 管團ニハ所得稅。營業稅。法人稅及地方稅ヲ課セザルコト

四 管團ニハ理事長、副理事長各一人、理事及監事ヲ若干名以上置クコト

五 理事長、副理事長、理事及監事ハ主務大臣之ヲ命ズルコト

六 理事長。副理事長及理事ハ他ノ職業ニ從事スルコトヲ得ズ。但シ主務

大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラザルコト

七 管團ハ左ノ業務ヲ行フコト

(一) 重要物資ノ保管

(二) 重要物資ノ買上

(三)前各號ノ業務ニ附帶スル事業

九 營團ハ重要物資ヲ保管スル者又ハ其ノ團體ニ對シ保管ノ狀況ニ關シ報

告ヲ徵シ又ハ検査ヲ爲スコトヲ得ルコト

七 營團ハ重要物資ヲ所有スル者ニ對シ營團ニ重要物資ノ讓渡ヲ求ムルコ

トヲ得ルコト

前項ノ要求ヲ受ケタル者ハ直ニ讓渡ニ關スル價格、時期等ニ關シ協議ス

ルコト

協議調ハザル上キハ行政官廳之ヲ裁定スルコト

六 政府ハ營團ニ對シ其ノ事業ヲ行フニ必要ナル經費ノ全額ヲ補助スルコ

ト

五 營團ハ主務大臣之ヲ監督スルコト

四 主務大臣ハ特ニ營團監理官ヲ置キ營團ノ業務ヲ監視セシムルコト

三 主務大臣ハ一定ノ場合ニ役員ノ解任ヲ爲スコトヲ得ルコト

二 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ營團ノ設立ヲ爲サシムルコト

以上



重要物資在庫調査要綱案 (一六、七九)

戦時經濟ノ進展ニ伴ヒ各種重要物資ノ需給ハ格段ノ逼迫ヲ告グルコト
必至ノ狀勢ニ在リ

從而一般在庫物資ノ管理ニ徹底ヲ期シ戰ハ經濟運用ノ基底タラシムル
コト肝要ナルニ依リ茲ニ全國的ニ在庫物資ノ組織的調査ヲ實施シ必要
アレバ之ガ買上、移轉其ノ他必要ナル管理措置ノ實行(例之重要物資
貯藏ニ關スル國策會社ノ設立、運用)ノ基本タラシムルモノトス

一、調査品目

(一) 商工省所管物動計書物資

(原則トシテ全品目ニ亙ルコト)

(二) 物動資源ノ形ニ於テ保有セズ之ニ加工變形ヲ加ヘタル製品半製品等
ノ形態ニ於テ保有スルモノニ付テモ調査スルコト

(三) 商工省所管重要物資現在高調査規則ニ依ル調査ハ本調査ニ之ヲ包

攝ルコト

(四) 政府ノ命令ニ依リ貯藏セルモノ (例義務貯鐵、義務貯油) ニ付テ本調査ヨリ除外スルコト

(五) 右ニ依リ各擔當者ニ於テ調査物資ノ具体的品名ヲ書出スルコト

(六) 軍ノ注文ニ依リ製造加工セルモノ及軍ノ證明ニ依リ取得シタルモノヲ除外スルルコト

調査事項

(一) 在庫ニ付テハ左ノ別ニ調査ノコト

(1) 業務操業用 (製造又ハ加工ノ過程ニ在ルモノハ除ク)

毎月ノ使用數量ヲ併而調査スルコト

(2) 其ノ他 (輸送中ノモノヲ除ク)

(3) 其ノ他別表様式ニ依リ所有保管ノ別ニ在庫場所單位(例之工場營業所單位)ニ調査スルコト

調査方法

物資

(一) 調査経路ハ左ノ三方法ノ一ヲ選定スルモノトスルコト

(二) 地方官及統制團體ノ兩者ヲ通ズルモノ

(三) 地方官ヲミヲ通ズルモノ

(四) 統制團體ノミヲ通ズルモノ

(二) 原則トシテ物動各四半期末現在ニ付テ定期調査スルモノトスルコト

(一) 但シ第一回分ニ付テハ八月末現在ニ付調査ス

(三) 地方官及ハ統制團體ニ於テハ調査時期後一ヶ月半内ニ之ヲ取纏メ商工

省ニ提出スルコト

(四) 商工省各原局ニ於テハ右提出書類ヲ特別輸入分、一般輸入分、特別保留分、業

務操業用在庫分、其ノ他等ニ分類シ半ヶ月内ニ整理ヲ完了ノ上之ヲ官房調整課ニ於テ取纏

ムルコト

(五) 右ノ外概ネ商工省所管重要物資現在高調査ノ方法ニ準ズルコト

(六) 法令
以上ノ措置實施ノ爲現行商工省所管重要物資現在高調査規則ヲ改正

スルコト

(七) 經費

予備金支出ヲ求ムルコト

108
四 申告義務者

申告義務者ノ範圍ニ付テハ調査ノ便宜特ニ時間的關係ト他面全般のニ
實行ヲ把握スルノ必要トヲ併慮シツ、各物費別ニ判定スルモノトス

(一) 生産業者

(二) 調査物資ヲ原材料トシテ使用スル加工又ハ製造業者

(三) 販賣業者

(四) 輸出又ハ輸入業者

(五) 倉庫營業者

(六) 前記各業者ノ団体又ハ組合

(七) 重要物資貯蔵機關（假稱）

昭和十六年度物動計畫策定方針ノ件ニ關スル附議決定ニ基クモノ

(八) 前揚以外ノモノ

其在庫検査

(一) 地方廳特ニ警察關係ヲ利用シ隨時臨檢調査セシムルコト

(三) 商工省職員ニ於テモ隨時實地調査スルコト

六官廳保有品保税倉庫及外地在庫年他省關係事項

(一) 官廳保有品ニ付テハ以上各項ニ準シ調査方協力ヲ求ムルコト

(二) 保税倉庫ニ付テモ以上各項ニ準シ調査方協力ヲ求ムルコト

(三) 外地~~點~~在庫品ニ付テハ以上各項ニ準シタル調査方外地當局者ニ依頼

スルコト

極秘

消費規正ニ關スル件

一、非常時態ニ即應シ一般民需ノ消費ノ徹底的削減ヲ行ハザルベカラザル
狀況ニ鑑ミ各主要物資ニ付消費ノ規正案ヲ作成スルモノトス

(1) 消費ノ制限又ハ禁止ノ方法

(イ) 製造制限又ハ使用ノ制限又ハ禁止ヲ行フコト

(ロ) 一般民需ニ對スル配給ノ制限

(ハ) 切符制ノ實施

(ニ) 輸出ノ制限又ハ禁止

(2) 消費制限又ハ禁止ノ程度

一般民需ニ於ケル消費ノ規正ノ程度ハ物動一般民需ノ壓縮程度ノ決定ニ關聯スルモ先行見透難ノ現状ニ鑑ミ徹底的規正ヲ講ズル要アルヲ以テ規正ノ程度ハ最強度ノモノトス

特ニ非鐵金屬類、工業藥品類其ノ他當該物品又ハ其ノ原材料ニシテ海上輸送ニ依存スルコト大ナルモノ及物動配當計畫上軍需ノ割合大ナルモノ等ニ關シ徹底的措置ヲ採ル要アリ

111

- (3) 右ニ依ル最低民需量
- 二 本規正案ハ土曜日中ニ荒井技師迄提出スルコト
- 三 本規正案ノ参考案(鑛産局、化學局關係物資)別途連絡ス



配給統制ニ關スル各局調査立案事項

第一、檢討立案ノ方針

事変ノ進展ニ伴ヒ配給統制機構並ニ統制方法ハ逐次整備シ來タルモ近ク想定セ
ラレル物資供給力ノ減少ニ對應シ更ニ一段ト配給統制機構ノ完備ヲ圖リ配給統
制ノ萬遺憾無キ實施ヲ期スルヲ要ス依而此際未ダ配給統制機構ノ完備シ居ラザ
ルモノニ付テハ至急之ガ實施ニ努ムルト共ニ、現行配給方法並ニ機構ニ付テモ
戰時緊急ノ需要ニ遺憾無ク對處シ得ルヤ否ヤヲ檢討シ具體的對策ヲ豫ニ準備ス
ルモノトス

第二、調査立案事項

一、物資名

物動物資ヲ基準トシ以下夫ニ關聯アル第一次製品、第二次製品別ニ記入ノ
コト

二、民需配當ノ減少率

需給關係ノ最悪ニナリタル場合ヲ想定シ當該物資ニ付民需配當額ノ減少率
ヲ概定（例ヘバ何割減）スルコト

112

三

配給國家管理ノ要否及其ノ方法

需給關係ノ最モ窮迫シ現存配給機構ヲ以テシテハ軍需ノ充足等緊急切迫

ル需要ニ應ジ得ザル物資ニ付考慮スルモノトス

配給國家管理トハ必ズシモ政府ニ於テ買上ゲ保有スル場合ノミニ限ラズ民

間ノ所有スルニ拘ラズ政府（軍等）ノ欲スルトキハ何時ニテモ徵發シ得ル

カ如キ形態ニテ配給ヲ管理スルヲ謂フ隨ツテ其ノ方法ハ例ヘバ左ノ如シ

イ、既ニ用途又ハ配給先ヲ示シ配給者ナル原料又ハ其ノ製品ヲ強權ヲ以テ

他ニ轉換配給スルコト

ロ、特定人又ハ不特定人ヨリ必要アル場合ハ處分命令ニ依リ物資ヲ特別回

收スルコト

四

割當方法變更ノ要否及其ノ方法

民需ノ削減率相當大ニシテ特ニ新配當計畫ヲ實施スル過渡期ニ於テ配當額

ヲ從來ニ比シ急激ニ減少スルノ要アル關係上既存割當方法ヲ以テシテハ既

給統制ノ適正ヲ期シ得ザル物資ニ付考慮スルモノトス隨ツテ其ノ方法ハ左

ノ如シ

- イ、既ニ為シタル割當數量ヲ削減シ又ハ既ニ交付セル割當票ヲ一旦回收シ再交付スルコト
- ロ、一定期間毎ニ為シ居リタル割當ヲ相當期間繰延ブル場合
- ハ、總花的割當ノ困難トナリタル結果生産統制ノ重點主義ニ對應スル為割當制ヲ廢止シ特定生産統制機關ヲ下請制度ト為スコト
- 五、配給數量適正化ノ要否及其ノ方法
從來割當ニ際シ割當使用殘數量トノ調整ニ缺クル所アル物資並ニ消費資材全般ニ付考慮スルモノトス其ノ方法ハ例ヘバ左ノ如シ
- イ、工場在庫ノ活用ヲ圖ル為割當數量中未使用數量アルトキハ次期割當ニ際シ調整シ得ル殊適當措置スルコト
- ロ、消費資材ニ付點數制限ニ依リ總合的選擇的切符制ヲ施行スルコト又ハ個別的切符制ヲ実施スル場合
- 六、配給統制機構再編成ノ要否及其ノ方法
現行配給統制組織ヲ以テシテハ迅速適正ナル配給ヲ期シ得ザル物資ニ付テハ此ノ際之ガ再編成ヲ為シ配給機關ノ統合、單純化等具體的實施計畫ヲ記入スルコト此ノ場合配給ハ個人取引ニ依ラズ團體取引ニ依ルヲ原則トシ又

七、配給業者間ノ割當ニ付政府ガ其ノ都度具体的ニ指示スルヲ可及的避クルコト、
未ダ配給統制機構ノ不完全ナルモノニ付其ノ整備計畫
ヲ期スル様準備スルコトトシ其ノ機構整備計畫及統制方法ノ概略ヲ必ズ記
入スルコト

八、提出期日

七月十六日迄

各局調査要領

- 一、要綱案各項目ニ對スル意見及措置
- 二、調査品目ノ選定
- 三、調査方法ノ選定
- 四、申告義務者ノ範圍選定
- 五、物資別様式ノ確定
- 六、期日 1111111 七月十六日
- 七、二及三各項記載ノ概數ニ付テハ七月十三日

115

重要物資現在高申告

経営体 / 名称		経営体 / 加入団体
営業 / 種類		

1 所有 = 係ルモノ

物 資 名	数 量	数量 単位	左記物資 / 中他 /		
			物資名	保管 / 場所	保管

2 保管 = 係ルモノ (他人 / 所有 = 属スルモノ = 限ル)

物 資 名	数 量	数量 単位	左記物資 / 所有者別内訳 (倉庫営業者運送)		
			物資名	保管 / 場所	所有

検査
査員
印

配給管制ニ關スル各局調査

物資名	民需配當ノ減少率	配給國家管理ノ要否及 其ノ方法	割當方法變更ノ要否 及 其ノ方法 否配

句 調 査 案 事 項

又更ノ要否配
 方 法 否 公 其 方 法 要 配 給 統 制 機 構 再 編 成 未 夕 配 給 統 制 機 構
 不 全 ナル 付 備 計 画

916

極秘

一、方針

技術水準向上ニ關スル緊急對策

我國科學技術水準ノ低位ナルハ衆知ノ所ナリ、短期間ニ之ガ飛躍的
向上ヲ圖ランガ爲現狀ニ於テ最モ緊要ナル工業ニ對シ重斷的ニ緊急
左ノ對策ヲ講ズルモノトス

- (一) 國家機關及企業經營組織ニ對スル技術的能力ノ充實
- (二) 優秀技術ノ活用
- (三) 重要科學技術ノ促進
- (四) 重要工業及研究ヲ擔當セル優秀ナル技術者及工員ニ對スル軍徵用ノ制限

二、具体方策

- (一) 國家機關及企業經營組織ニ對スル技術的能力ノ充實
- (二) 商工省ニ參技官ヲ設置ス(別紙參考案添附)
- (三) 重要企業經營組織中技術的能力乏シキモノニ付テハ之ガ充實ヲ

108

圖ル

(一) 優秀技術ノ活用

(1) 技術ノ公開及收用

(1) 特許權ノ讓渡又ハ收用

(2) 機械裝置ノ設計及運用技術ノ讓渡又ハ收用

(四) 不良機械裝置及不良技術ノ整理

(三) 専門製作ノ徹底化

(二) 重要生産分野ニ對スル技術指導者ノ設置

(六) 重要共通設備ニ對スル設計建設業者ノ設置

(五) 製品検査ノ強化

(1) 技術者及熟練工ノ適正配置

(イ) 職工養成機關ノ擴充

(二) 重要科學技術ノ促進

(1) 試作及研究ノ補助育成並ニ強制

(A)

(B)

(C)

(D)

(E)

(F)

(G)

(H)

(I)

(J)

119

(四) 試験研究設備ノ増設又ハ強化

(ハ) 試験研究ノ目標ノ確立

(ニ) 試験研究ノ綜合化

(四) 重要工業及研究ヲ擔當セル優秀ナル技術者及工員ニ對スル重徵用ノ制限

(1) 重要工業及研究ノ撰定

(2) 右ニ歸スル優秀技術者及工員ノ指名

(3) 軍勤員計畫ニ對スル補正

(K)

(L)

(M)

技術水準向上ニ関スル件

回答期日

七月廿日迄

事業名(可及の細分類ニ依ルニ)

方法

具体的方策(詳細必要否必記載ス)

該處置ノ必要ナル理由

A 経営組織改善

B 特許取讓渡收用

C 設計及技術
讓渡收用

D 不良設備及不良
技術整理

E 専門製作ノ
徹底化

F 技術指導者ノ
設置

共同設計建設

二 及命作其子者
讀三卷

古 畫設計遺蹟
畫院之設置

日 變之畫畫之強化

才 之 名 畫 院 工
之 玉 配 畫

地 望 及 設 計 功
可 見 之 後 列

多 種 樣 式 的 功
不 可 忽 視

古 物 的 功 用 及
其 意 義

古 物 的 功 用 及
其 意 義

極秘

商工省技術體制確立案

昭和一六 六一三

一 方針

科學技術新體制要綱閣議決定ニ依リ技術行政官廳ノ責任倍加セルヲ以テ商工省ニ於テハ從來ノ技術指導力ノ不足ヲ補ヒ産業行政全般ニ亘リテ高度ノ技術性ヲ注入スル爲左記方策ヲ講ズル要アリ

- (一) 總務局及各物資擔當局ニ技術的計畫指導機關ヲ設置スルコト
- (二) 商工省ニ有能ナル技術者ヲ吸收シ得ル途ヲ講ズルコト
- (三) 商工省試驗研究機關ノ擴充ト活用ヲ圖ルコト

二 具體的措置

- (一) 總務局及各物資擔當局ニ産業ノ技術的計畫指導ニ當ルベキ技術者ヲ設ケ數名ノ參技官(一級稱)ヲ置クコト
- (二) 參技班長ハ勅任官トスルコト
- (三) 參技班ハ所屬局長ノ命ヲ受ケ産業行政ニ高度ノ技術性ヲ注入スル目的ノ下ニ、生産及配給ニ關スル技術的檢討、技術的方面ヨリスル將來ノ

121

122
産業計畫ノ樹立、技術院トノ連絡等ヲ行フコト

(四) 總務局參技班ハ技術行政ニ關スル連絡、統合ヲ行フコト

(五) 參技官ノ任用ニ付テハ有能ナル技術者ヲ吸收シ得ル様特別ノ考慮ヲ拂

フコト

(六) 商工省試験研究機關ニ付豫算ノ増額ヲ行フト共ニ經理、資材、人員等ヲ通シ緊急研究事項ニ對シ速ニ其ノ機能ヲ動員シ得ル如キ組織ヲ考フ

ルコト

(七) 試験研究機關ニ於ケル優秀ナル研究者ノ安定、吸收ヲ圖ル爲具體的方策ヲ講ズルコトトシ差當リ工業試験所、纖維試験所、機械試験所、燃料研究所ノ部長ニ勅任官ヲ置クコト

極秘

科學技術新體制確立要綱（案）

（昭一六五八）

第一方 針

高度國防國家完成ノ根幹タル科學技術ノ國家總力戰體制ヲ確立シ科學ノ劃期的振興ト技術ノ躍進的發達ヲ圖ルト共ニ其ノ基礎タル國民ノ科學精神ヲ作興シ以テ大東亞共榮圈資源ニ基ク科學技術ノ日本の性格ノ完成ヲ期ス

第二 要 領

緊迫セル國際情勢ニ即應シ我國科學技術ノ總力戰體制ヲ整備シ其ノ躍進的振興ヲ圖ル爲左記方策ヲ強力ニ實施ス

科學技術研究ノ振興方策

- 173
- (一) 基礎研究ヲ充實促進シ、應用研究ヲ連絡進展セシムルト共ニ之等ノ研究能率ヲ發揮セシムル具體方策ヲ講ズ
 - (二) 工業化研究ヲ振興シ研究成果ノ活用ヲ圖ル
 - (三) 研究者ノ養成及配置ヲ計畫的ニ強行ス

- 124
- (四) 研究費ヲ優先的ニ充當スル具體的方策ヲ確立ス
 - (五) 研究用資材ヲ物資動員計畫ニ於テ優先確保ス
 - (六) 國家緊要ノ技術ヲ進展セシムルニ必要ナル研究事項ニツキ企業シ之ガ研究促進ノ方途ヲ講ズ
 - (七) 研究ノ補助獎勵ニ關スル具體方策ヲ確立ス
 - (八) 國家ノ科學技術能力ヲ擴充シ其ノ進歩ニ貢獻シタル科學技術者ノ表彰ヲ行フ

技術ノ躍進方策

- (九) 大東亞共榮圈資源竝ニ環境ニツキ科學的基礎調査ヲ整備強化ス
- (一〇) 總力戰體制ニ於テ國家緊要ノ技術ニ關スル劃期的躍進目標ヲ確定シ之ヲ計畫期間内ニ實現セシムル爲技術能力ヲ集中動員ス
- (一一) 優秀技術ノ不斷ノ發展ト其ノ急速ナル普及ヲ圖リ此ノ目的ニ貢獻シタル企業ニ對シテハ資金統制竝ニ經理統制ノ運用其ノ他

ニ於テ適切ナル報奨ノ途ヲ講ズ

(二) 工業所有權ヲ適正ナル報償ノ下ニ國家目的ニ基キ使用セシムナル報償ノ價ニ

(三) 技術ノ輸出入ヲ總力戰目標ニ基キ計畫統制スルノ輸出入ヲ總力戰目標ニ基

(四) 企業經營組織ニ技術的能力者ヲ充足セシム企業經營組織ニ技術的能力者ヲ

(五) 技術者技能者ノ計畫的養成ト其ノ總力戰的配置ヲ行フ技術者技能者ノ計畫的

(六) 規格統一竝ニ工業標準化ヲ急速整備強制ス規格統一竝ニ工業標準化ヲ急速整備

科學精神ノ涵養方策

(七) 國民科家精神涵養ノ觀點ヨリ教育教科ノ刷新ヲ行フ國民科家精神涵養ノ觀點ヨリ

(八) 國民特ニ青少年ノ技術的訓練ニ關スル施設ヲ整備シ國防科學技術的訓練ニ關

的訓練竝ニ防諜訓練ヲ行フ的訓練竝ニ防諜訓練ヲ行フ

(九) 科學普及ニ關スル社會施設ヲ増設整備スルト共ニ刊行物等ニ社會施設ヲ増設

ヨル科學技術ノ社會教育ヲ刷新強化スヨル科學技術ノ社會教育ヲ刷新強化ス

(十) 國民體位ヲ向上セシメ戰時生活ヲ維持スルニ必要ナル生活科ニ戰時生活科ニ

學ノ確立普及ヲ圖ル學ノ確立普及ヲ圖ル

第三 措 置

科學技術水準ノ躍進速度ヲ急速ニ增高セシムル爲一般産業及教育行政機關ト別個ニ指導者原理ニ基キ基礎研究、應用研究、工業化研究ヲ專門別ニ一貫シテ統轄指導スルト共ニ各專門相互間ヲ有機的ニ連絡綜合スル科學技術ノ研究及行政中樞機關ヲ早急ニ創設ス其ノ措置次ノ如シ

科學技術行政機關ノ創設

本機關（假稱技術院）ハ內閣ニ直屬シ左記事項ヲ所掌ス

(一) 技術院ニ於テ實施ス可キ事項左ノ如シ

前記要領中 (一) (二) (三) (六) 各項

(二) 技術院ニ於テ企畫及連絡統轄ニ當ル外一部實施ス可キ事項左ノ如シ

前記要領中 (一) (二) (三) (四) (六) (七) (八) (九) (一) (三) (五) (九) 各項

(三) 技術院ニ於テ綜合企畫及連絡統轄ニ當ル可キ事項左ノ如シ

前記要領中 (五) (四) (三) (二) (一)

尙本機關ノ一部トシテノ機能ヲ發揮ス可キ又ハ其ノ機能ヲ具備スル各廳既存部局ハ本機關ニ移管ス
科學技術研究機關ノ綜合整備

(三) 官廳研究機關ノ研究能率發揮ノ爲豫算、會計、人事其ノ他ノ制度ヲ適正化ス

(二) 既存官民科學技術研究機關ヲ有機的ニ連絡調整シ恰モ一大綜合研究機關ノ如キ機能ヲ發揮セシムル爲必要ナル措置ヲ講ズ

(一) 國防科學技術ニ關スル綜合研究機能ヲ發揮セシムル爲特殊法ニ依ル綜合研究機關ヲ創設シ就中航空竝ニ材料ニ關スル技術ノ刷新向上ハ飛躍的且先行的ナラシムル要アル國際情勢ニ鑑ミ特ニ航空竝ニ材料研究部門ヨリ早急着手整備ス
科學技術審議會ノ設置

科學技術最高國策ニ關スル重要事項ヲ調査審議スル爲內閣ニ科學技術審議會ヲ設置ス

128

極秘

緊急措置ニ関スル法令整備ニ関スル件

一 總動員法発動ニ必要ナル勅令ヲ整備スルコト（別紙ノ通）

二 總動員法ニ基ク勅令又ハ臨時措置法ニ基ク省令ヲ整備スルコト

(1) 既存ノ統制規則ノ整備

(2) 新規発令ヲ要スル省令ノ準備

三 特別法発動ニ必要ナル準備ヲ為スコト

<p>(商工省主管事項ヲ基準トス)</p>	<p>(A) 生産ニ関スル事項 (1) 生産割當制度 (2) 個別的増産命令 (3) 生産制限命令 (4) 設備ノ新設、増設、改良及変更、命令 (5) 設備ノ共用、貸與、譲渡等ノ命令 (6) 合併命令 (7) 工場事業場ノ使用、收用及管理 (8) 重要物資ノ使用、收用</p>
<p>一般の根據法規ノ公布 セラレアルモノ</p>	<p>總動員法ニ基ク (1) 〇 (2) 〇 (3) 〇 (4) 〇 (公布済) (5) × (新規) (6) × (7) 〇 (8) 〇 照參註</p>
<p>總動員法ニ基ク勅令ヲ整備スルコトヲ要スルモノ</p>	<p>臨時措置法ニ依ル場合ハ ナキニ總動員法ニ依ル場合ハ根據勅令ニ付準備スルコトヲ要ス (1) 〇 (2) 〇 (3) 〇 (4) 〇 (5) 〇 (6) 〇 (7) 〇 (8) 〇 照參註</p>
<p>備考</p>	<p>(一) 重要物資ニ関シ總動員法ヲ発動スル場合臨時措置法ニ代ルヘキ勅令ヲ制定スルハ企画院ニ一案ヲ送付セリ (二) 消費物資ニ関シテハ生活必需品物資統制令ヲ (三) (A) (5) (10)ニ関シ準備中但シ許可ニ関スル事項ハ特許局ニ準備スルコト (四) 改正總動員法ニ依リ追加セラレタル分(民間業者ニ收用等ヲ爲サシムル場合)ノ勅令ヲ準備スルコトヲ要ス</p>

129

(2) 輸出ノ制限又ハ禁止 (1) 輸出命令	(D) 輸出ニ関スル事項 (2) 使用ノ制限	(1) 消費ノ制限又ハ禁止 (2) 使用ノ制限	(C) 消費ニ関スル事項 (3) 配給指令制 (2) 配給許可制	(1) 切符制(割當制) (B) 配給ニ関スル事項	(11) 規格ノ強制 (10) 技術ノ統制	(9) 鑛業權、砂鑛權ノ使用 收用
	○				X	X
	○					
					○	○
				臨時措置法 ニ依ル場合 ハ是夫ナド 毛總動員 法ニ依ル場 合ハ根據 勅令ニ付 準備人等 トヲ要ス		

(I) 入ノ徵用	(2) 統制組合及會社ニ関スル事項	(1) 統制會ニ関スル事項	(H) 機構ニ関スル事項	(2) 特別回收 (1) 一般回收	(G) 回收ニ関スル事項 (2) 在庫ノ融通	(F) 在庫ニ関スル事項 (1) 在庫調査	(E) 輸入ニ関スル事項 (1) 輸入命令 (2) 輸入ノ制限又ハ禁止
X	X	O	X				O
O	O	-	O				
(七) 統制組合及統制會社ノ法制ニ付テハ目下立案中	(六) 統制會關係勅令ハ目下立案中ニシテ七月中旬ノ總動員審議會ニ付議セラル、予定	(五) 金屬類ニ付テハ目下立案中ニシテ七月中旬總動員審議會ニ付議セラル、予定					

130.

極秘

昭和十六年七月十四日

緊急對策

三行政措置

(十)金融ニ關スル事項(粗案)

特別室金融班

目次

一、方針

二、要領

(1) 軍需産業、生擴産業及生活必需品産業ノ所要資金ノ供給確保並ニ不

要、不急産業ニ對スル供給資金ノ徹底的抑制

(a) 戰時産業振興會社ノ設立

(b) 臨時資金調整法令ノ改正

イ、敷地面積、建坪及使用勞務者數ニ依ル制限ノ追加

ロ、地方廳等ノ土木工事ノ統制

ハ、要許可限度ノ引下

ニ、自治調整ノ廢止

ホ、臨時資金審査委員會ノ擴充

(2) 被害財産、被買上財産及有價證券價格對策

(a) 被害財産及被買上財産價格對策

(b) 有價證券價格對策

- 13 ✓
- 三、措 置
- (3) 被害復興金融對策
 - (4) 戰時支拂猶豫令ノ準備

133

二 方針

戰時ニ於ケル産業政策遂行上必要ナル金融對策ノ整備ヲ促進シ財政金融基本方策ノ具體化ヲ圖ラントス

(理由)

(1) 戰時ニ於ケル産業上ノ緊急對策ニ關聯シテ要求セラル、金融上ノ諸對策ニ付テハ當省ニ於テ積極的ニ之ヲ要求シ推進スルノ要アルコト

(2) 物資及資金ハ元來盾ノ兩面ナルヲ以テ産業政策ノ徹底的遂行ハ金融政策ノ完全ナル裏付ヲ俟ツニ非ザレバ之ヲ期シ得ザルコト

(3) 從來金融政策ガ産業政策ニ比シ相當立連レノ感アルヲ以テ此ノ際急速ニ之ヲ促進スルノ要アルコト

尙最近「財政金融基本方策」ノ閣議決定ヲ見タルモ其ノ内容ヲ具體化シ且補充スルノ要アリト認メラル、コト

(4) 産業政策ト金融政策トノ中間ニ横タハル諸問題(例ヘバ有價證券對策、會社經理對策、一般的消費規正等)ニ付テモ考究ノ要アルコト

134

三、要領

(1) 軍需産業、生擴産業及生活必需品産業ノ所要資金ノ確保竝ニ不要、不急産業ニ對スル供給資金ノ徹底的抑制

戰時下ニ緊要ナル軍需産業、生擴産業及生活必需品産業ノ所要資金（設備資金及運轉資金）ニ付テハ之ガ供給及回收ヲ從來ノ如ク金融機關ノ恣意ニ委スコトナク重點主義ニ基ク資材（設備用及運轉用）配當計畫等ト照合シ必要額ヲ迅速且十分ニ供給シ以テ會社當務者ヲシテ瑣々タル資金問題ニ勞力ヲ奪ハル、コトナク安ンジテ全力ヲ生産ノ增強ニ傾注セシムルト同時ニ、一面不要、不急ノ産業ニ對スル資金ノ供給ハ徹底的ニ之ヲ抑制シ以テ物資、勞務其ノ他ノ諸計畫ノ完遂ヲ確保スルノ要アリ仍テ左ノ諸措置ヲ必要トス

(A) 戰時産業振興會社ノ設立

別紙要領ニ依リ之ヲ設立スルモノトス

135
(A)

戰時産業振興會社（假稱）設立ニ關スル件

戰時ニ於テハ軍需産業、生産力擴充産業其ノ他ノ緊急産業ニ付急激且膨大ナル資金ノ需要ヲ生ズル處

(一) 此等諸産業ニ於テハ其ノ事業ノ性質上企業ノ採算、資金ノ回收時期、適當ナル擔保物件ノ提供、會社内容ノ調査等ニ各種ノ困難ヲ豫想セラ
ルコト

(二) 金融界トシテハ戰局ノ推移ニ依リ警戒的空氣ヲ生ジ寧ロ消極化ノ虞アルコト

(三) 購買力吸收方策ノ進行ニ伴ヒ私人ノ投資能力ハ相當ノ影響ヲ受クルモノト豫想セラ
ルコト

(四) 特ニ株式ニ付テハ一般ノ金融機關ニ之ガ引受ヲ期待スルコト困難ナルコト

(五) 業種ニ依リ秘密保持、經營管理等ノ見地ヨリ株主ノ分散好マシカラザル場合アルコト

等ノ諸事情ニ依リ之ガ所要資金ヲ從來ノ如ク一般ノ金融機關、私人等ニ俟
 ツヲ困難トスル場合多キヲ加フルモノト豫想セララルト同時ニ、一面此等
 産業ノ指導者或ニ製品ノ需要者トシテ國家ノ占ムル地位ハ急激ニ重化スル
 モノナルヲ以テ茲ニ別紙要綱ニ基キ金額政府出資ニ依ル戦時産業振興會社
 (假稱)ヲ設立シ此等緊急産業ニ對スル投資、融資等ヲ通ジ其ノ經營ノ指
 導ニ當ルノ要アリ

戰時産業振興會社（假稱）要綱案

一、名稱

戰時産業振興株式會社（假稱）

二、資本金

二億圓（全額政府出資但シ戰後適當ノ時期ニ之ヲ民間ニ肩代リスルコトヲ得ルモノトス）

三、拂込額及拂込ノ時期

第一回拂込額五千萬圓

第二回以後ハ必要ニ依リ逐次之ヲ徵收スルモノトス

四、社債

會社ハ株金拂込額ノ十倍以內ヲ限度トシテ政府元利保證ノ社債ヲ發行スルコトヲ得ルモノトス

前項ノ社債ハ金融機關其ノ他ニ之ガ保有ヲ命ズルコトヲ得ルモノトス

五、業務

(1) 株式ノ引受又ハ買入（最大重點ヲ置ク、尙當社ノ保有株式ハ戰時中ト雖モ將來適當ノ時期ニ之ヲ民間ニ肩代リスルコトヲ得ルモノトス、以下同ジ）

六 投資及融資ノ對象

- (四) 社債ノ引受又ハ買入
- (ハ) 貸 附
- (ニ) 債務ノ保證
- (ホ) 主務大臣ノ認可ヲ受ケタル事業ノ經營
- (ヘ) 其ノ他會社ノ目的達成上必要ナル業務

(イ) 車需産業

(ロ) 生産力擴充産業 (但シ特別法ニ依ル同種ノ機關アルモノヲ

除ク、以下同ジ)

(ハ) 代用品工業

(ニ) 其ノ他ノ緊急産業

七 措 置 (イ) 日本興業銀行其ノ他ノ一般金融機關ニ當社ノ代理業務ヲ命

ズルコトヲ得ルコト

(ロ) 融資命令ニ關スル事務ハ原則トシテ當社ニ之ヲ吸收スルコト

八 指導及監督

- (イ) 其ノ他一般金融機關ノ業務トノ調整ヲ圖ルコト
- (ニ) 購買力ノ吸收ヲ一層徹底化シ當社ノ社債消化ニ依ル資金ノ充實ヲ圖ルコト

- (1) 會社内部ニ關係各廳ト表裏一體ヲ爲スベキ最高指導機關(例ヘバ官民合同委員會)ヲ設ケ個々ノ認許可等ノ手續ヲ省略シ業務ノ敏活ヲ確保スルト同時ニ當該機關構成員ニ對シ官吏ト同等ノ責任ヲ負ハシムルコト
- (四) 其ノ他ノ職員ニ對シテモ相當ノ責任ヲ負ハシムルコト
- (イ) 適當ノ監査機關ヲ設クルコト

(參考)

昭和十五年產業設備資金實績表

總計 四二二五五八三千圓

內譯

○(一)生擴產業 二六四九八五六

(二)生擴外產業 一五七五七二七

○(1)車需產業 四九二七八三

(四)非計畫產業 一〇八二九四四

○ 1 機械器具 二一四七六三

○ 2 計畫外緊急 二七三九八二

3 不急 五九四一九九

○印計 三六三一三八四

740

10

三昭和十五年度事業所要資金実績（推定）表

總計 六六八一

内詳

○株式拂込 二七一〇

○社債増加 六七六

借入増加 三二九五

○印 訂 三三八六

三昭和十五年度私人有價證券投資実績（推定）表

總計 二八〇〇

内詳

○國債 八八三

○其他 一九一七

141

11